

「事前調査票」記載要領

〈概要〉

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の改正により、今後新興感染症※の発生及びまん延に備え、発生の初期段階から効果的に対策を講ずることができるよう、知事は、県内の医療機関と新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置等の協定（医療措置協定）を締結するものとされました。

また、県の策定する感染症に係る予防計画についても、記載事項を充実させることとされ、医療提供体制等に係る数値目標と設定することとされました。

本調査は、この医療措置協定の締結に向けた協議のための事前調査となります。本調査で御回答いただいた内容を踏まえて医療措置協定を締結することになりますが、県では、新型コロナ対応で確保した最大規模の体制を目指すこととしておりますので、御回答に当たっては、新型コロナの対応を念頭にさせていただきますようお願いいたします。

※新興感染症：感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

1 医療機関名等

- (1) 医療機関名、(2) 保険医療機関番号（10桁）、(3) G-MIS医療機関ID（※）、
- (4) 医療機関の住所、(5) 管理者の氏名、(6) 回答日、(7) 担当部署名、(8) 担当者名、
- (9) 電話番号及び(10) メールアドレスを御記入ください。

※（3）G-MIS医療機関IDについては、回答日現在で付与されていない場合は記入不要です。

2 新型コロナ対応の実績確認

病床確保（※）、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣及び個人防護具の備蓄の各項目について、新型コロナ対応を踏まえて御回答ください。

※病床確保計画に基づく確保病床を有しない医療機関は、「0」と御回答ください。

3 感染症法の協定締結の意向

新型コロナ対応の実績及びそれを踏まえた新興感染症発生・まん延時（流行初期以降（発生公表後6ヶ月まで）における対応の可否及び見込数等について御回答ください。なお、医療機関の種類によって回答項目が異なりますので御了承ください。回答項目の詳細は、次のとおりです。

	医療機関の区分	回答項目
1	有床診療所	①病床確保 ②発熱外来 ③自宅療養者等への医療の提供 ④後方支援 ⑤人材派遣 ⑥個人防護具の備蓄
2	無床診療所	②発熱外来 ③自宅療養者等への医療の提供 ④後方支援 ⑤人材派遣 ⑥個人防護具の備蓄

有床診療所

① 病床確保

感染症病床を除いた、患者の受入病床として確保可能な病床について、確保予定病床数の見込数を御回答ください。

確保予定病床数のうち、重症者用病床数の確保が可能であればその病床数も併せて御回答ください。

有床診療所・無床診療所

② 発熱外来

「有症状者」や「濃厚接触者」に対する発熱外来の対応の可否、対応が可能な場合の当該発熱外来の開設時間内における1日当たりの最大の発熱外来患者数及び検査（核酸検出検査）数、普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の受入れの可否及び小児患者の受入れの可否について御回答ください。

なお、診療所は、対応可能人数や検査実施能力について具体的に記載が難しい場合は、見込数を記入しなくても構いません。

（注1）「（参考）新型コロナ対応時の実績値」については、自院の2023年1月の1日当たり最大の発熱外来の患者数又は検査数を御回答ください。

（注2）流行初期以降の患者数又は検査数の見込数は、2023年1月の患者数又は検査数と同数程度を想定しています。

（注3）新型コロナの経験から抗原検査の実用化には一定時間がかかることが考えられるため、検査は「核酸検出検査」としてしています（抗原検査は除きます。）。

(注4) 検査数は、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な最大の件数を御回答ください。医療機関で検体の採取のみを行い、分析は外部に委託する場合は含みません。

なお、全国的に検査の実施環境が整備されていることが前提です（医療機関の責によらない、検査試薬が流通していないなどの理由により検査できない場合は想定しません。）。

有床診療所・無床診療所

③ 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設及び障害者施設について、自宅療養者等への医療提供（電話／オンライン診療、往診等）の可否及び最大の対応可能人数を御回答ください。また、健康観察の対応についても併せて御回答ください。

(注5) 「健康観察の対応」については、新興感染症発生・まん延時に保健所が実施する自宅療養者等への健康観察業務の委託を受けることが可能な場合に対応可能としてください。

有床診療所・無床診療所

④ 後方支援

新興感染症発生・まん延時における後方支援について、新型コロナ対応における自院の対応状況、それを踏まえた流行初期以降の対応予定状況に最も当てはまるものを、「回復患者の転院受入れが可能」、「病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入れが可能」、「回復患者の転院受入れ及び病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入れが可能」及び「後方支援の対応は不可」から選択して御回答ください。

有床診療所・無床診療所

⑤ 人材派遣

医療人材の派遣の可否、可能な場合のそれぞれの職種（医師、看護師、その他）における派遣可能人数を御回答ください。

なお、「人材派遣対応はできない」を選択された医療機関におかれては、派遣可能人数の項目の回答は不要です。

(注6) 医療人材の派遣とは、新興感染症・まん延時に、派遣元の医療機関との雇用関係を維持したまま、知事の要請に基づき派遣を行うものを指します。具体的には、以下の場合に対応する事務職を含めた医療関係者を想定しています。

○急速な感染拡大により、感染症対応に一定の知見があり、感染者の入院等の判断・調整を行う医師や看護師が不足する場合

○特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など、医療人材が局所的・臨時的に不足する場合

(注7) 医師、看護師のほかに派遣が可能な資格の方がいる場合は、その他医療従事者の派遣可能人数を御回答ください。(例：臨床検査技師)

有床診療所・無床診療所

⑥ 個人防護具の備蓄(任意)

自院での個人防護具(サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋)の備蓄の予定がある場合、備蓄予定の月数及び備蓄予定枚数について(○か月分、○枚のいずれも)、御回答ください。

医療措置協定では任意記載事項とされています。

(注8) 個人防護具の備蓄は、平時においては物資を順次取り崩して、感染症対応以外の通常医療で使用するという、回転型での備蓄を推奨しています。

(注9) 備蓄量は、5物資全部について一括して、新興感染症発生・まん延時におけるその施設の使用量2か月分以上で設定されることを推奨しています。

(注10) 「新型コロナ発生・まん延時の消費量2か月分」は、新型コロナ対応における特定の感染の波における2か月分の消費量ではなく、令和3・4年を通じた平均的な値を入力してください。

また、施設全体としての使用量2か月分となります(感染症診療部門以外や、検査を実施するための使用量も含まれます)。

(注11) N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

(注12) アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

(注13) フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨します。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。

(注14) G-MIS週次調査により判明した規模別・物資別の平均消費量(令和3・4年平均値)は別添のとおりですので、必要に応じて参考にしてください。